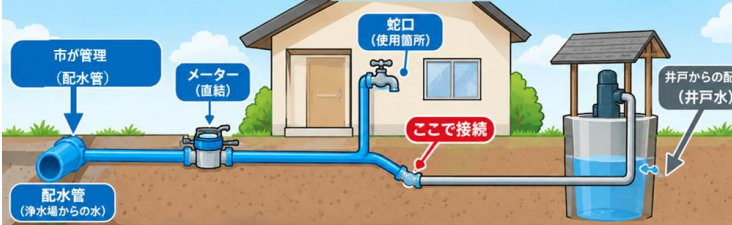


配管の誤接続にご注意ください

井戸水・薬品槽・貯水槽水道以下の配管などと水道管（給水装置）を一時的でもつなぐことは、止水栓（バルブ）や逆流防止弁を設置していても、**違法な配管（クロスコネクション）**となり水道法などで禁止されています。

**このような配管はクロスコネクションです！**
直結の配管と井戸からの配管が途中で接続していると、クロスコネクションとなり、水道水が汚染されるおそれがあります。そのため、**禁止**されています。

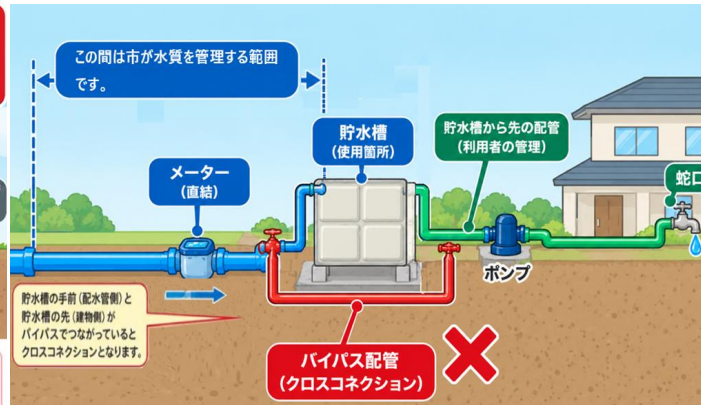


市が管理（配水管）
メーター（直結）
蛇口（使用箇所）
井戸からの配管（井戸水）
ここ接続
配水管（浄水場からの水）

！ クロスコネクションとは？
市が管理する配水管（浄水場からの水）と、井戸水や貯水槽などの水が途中で接続してしまうことです。これにより、井戸水などの汚染された水が水道水側に流入するおそれがあります。

この事例の場合
配水管（直結） + 井戸水（井戸からの配管） = クロスコネクション
どちらの水が汚染されても水道水に影響してしまいます！

**クロスコネクションは絶対にやめましょう**
安全な水を守るため、直結の配管と井戸からの配管を途中で接続しないようお願いします。



この間は市が水質を管理する範囲です。
貯水槽（使用箇所）
貯水槽からの配管（利用者の管理）
蛇口
メーター（直結）
ポンプ
貯水槽の手前（配水管側）と貯水槽の先（建物側）がバイパスでつながっているとクロスコネクションとなります。
バイパス配管（クロスコネクション）
この場合もクロスコネクション（違法）となります。

- 1 汚染された水や薬品などが水道水に混入する可能性があります。
- 2 ポンプのある配管と直接連結されている場合は、ポンプの圧力で水道管に汚染水などが逆流し、広範囲で水質事故が発生する可能性があります。

給水装置工事を行う場合は、志木市水道施設課への申請が必要です。

また、工事を行う際は志木市指定給水装置工事事業者が施工する必要があります。

指定給水装置工事事業者の皆様へのお願い

お客さまから違法な工事依頼があった場合は、お客さまに違法な工事であることをご説明していただき、工事を請け負うことなくお客さまに対して適切な助言などをさせていただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

志木市上下水道部水道施設課

電話 048-473-1299